

幼児教育・保育

無償化のお知らせ

令和元年10月1日から

幼児教育・保育の無償化がスタートします！

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無償になります。



給付の対象となる施設・事業

年齢と対象の世帯

補助の内容



幼稚園

幼稚園の預かり保育



3歳～5歳児
全世帯



3歳～5歳児
全世帯

無償

(一部の幼稚園は
月額上限2.57万円まで)

「保育を必要とする事由」に
該当した場合、利用日数に応じて
月額上限**1.13万円**
(幼稚園利用料と合わせて月額上限
3.7万円まで無償)



保育所、認定こども園など

地域型保育、企業主導型保育事業
(標準的な利用料)も対象



0歳～2歳児
住民税非課税世帯



3歳～5歳児
全世帯

無償

無償



認可外保育所など

一時預かり事業、病児保育事業、
ファミリー・サポート・センター
事業も対象



0歳～2歳児
住民税非課税世帯



3歳～5歳児
全世帯

「保育を必要とする事由」に
該当した場合
月額**4.2万円**まで無償

「保育を必要とする事由」に
該当した場合
月額**3.7万円**まで無償

就学前の障がい児の
発達支援



就学前の障がい児の
発達支援を利用する
3歳～5歳児

無償



幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)への入園について

認定を受ける必要のある幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)

利用料

- 3歳(※)から5歳児(小学校就学前)までのお子さんを対象に、基本的な利用料(保育料)の利用者負担額は無償となります。
- 上記利用料とは別に、幼児教育に係る別途費用、通園送迎費、食材料費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
- 年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の第3子以降の子どもは副食(おかず・おやつ等)の費用が免除となります。

預かり保育利用料

- 共働き世帯など、保育を必要とする事由に該当する保育認定を受けている場合は、預かり保育利用料が月額1万1,300円まで無償となります。
- 利用日数に応じて月額の上限額は変動します。(450円×利用日数)



認定を受ける必要のない幼稚園

利用料

- 3歳(※)から5歳児(小学校就学前)までのお子さんを対象に、入園料・保育料は月額2万5,700円まで無償となります。入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象です。
- 給食費や通園費等は無償化の対象外です。

預かり保育利用料

- 共働き世帯など、保育を必要とする事由に該当する保育認定を受けている場合は、預かり保育利用料が月額1万1,300円まで無償となります。
- 利用日数に応じて月額の上限額は変動します。(450円×利用日数)



保育所・認定こども園(保育所部分)への入園、地域型保育の利用について

利用料

- 3歳(※)から5歳児(小学校就学前)までのお子さんを対象に、基本的な利用料(保育料)の利用者負担額は無償となります。
- 0歳から2歳児までのお子さんは、住民税非課税世帯を対象として、基本的な利用料(保育料)の利用者負担額は無償となります。
- お子さんが2人以上の世帯は、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。(年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。)
- 上記利用料とは別に、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
- 年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の第3子以降の子どもは副食(おかず・おやつ等)の費用が免除となります。
- そのほか、ひとり親世帯や在宅障がい児(者)のいる世帯等に対して、利用料の減免措置があります。



(※) 3歳から・・・満3歳になった後の4月1日から

就学前障がい児の発達支援について

利用料

- 3歳から5歳までの障がいのある子どもたちのための児童発達支援等の利用者負担が無償となります。
- 各種サービスの利用手続き等は、町にお問い合わせください。



その他の保育サービスについて

利用料

- 一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、認可外保育所等については、保育の必要性の認定(2号・3号)を受けた3歳から5歳のお子さんを対象として、月額3万7,000円までの利用料が無償となります。
- 0歳から2歳児のお子さんについては、住民税非課税世帯を対象として、月額4万2,000円までの利用料が無償となります。



お問い合わせ先

松田町役場 子育て健康課 子育て支援係(保育所)

☎ 0465-84-5544

松田町教育委員会 教育課 学校教育係(幼稚園)

☎ 0465-83-7023